

様式第 1 号（第 4 条関係）

法定外公共用財産境界確定申請書

令和 年 月 日

福知山市長 様

〔申請者〕
申請地所有者（住所）
（氏名）

代 理 人（住所）
（氏名）

連絡先 電話（ ） ー

私が所有する土地と市所有法定外公共用財産との境界が不明なため、確定されるよう関係書類を添えて申請します。

法定外土地の所在	福知山市 地先
法定外土地の種類	道路敷 水路敷 その他（ ）
申 請 の 目 的	分筆 地積更正 用途廃止 占用許可 建築確認 農地転用 その他（ ）
添 付 す る 関 係 書 類	1 申請地所有者の印鑑証明書（原本） 2 委任状（代理人が申請を行うとき） 3 付近見取図（申請箇所を朱色で表示） 4 現況平面図（申請箇所を朱色で表示） 5 地図等の写し（申請箇所を朱色で表示） 6 隣接所有者の調書 7 登記事項証明書（全部事項証明書等） 8 その他参考資料（地積測量図、境界確定図等）

※申請書の作成については、裏面をよくお読みください。

- 1 申請書には、申請地所有者の住所・氏名を必ず記載し、代理人が申請を行うときは、代理人の住所・氏名を併記してください。
- 2 申請地所有者の印鑑証明書は、国又は地方公共団体を除き、原則原本を添付してください。
- 3 代理人が申請を行う場合には、申請地所有者の実印を押印した委任状（様式第2号）を添付してください。
- 4 申請書の提出時に申請者の本人確認書類（自動車運転免許証、土地家屋調査士会員証、その他の資格証）を提示してください。
- 5 付近見取図は、住宅地図、都市計画基本図等を基に作成し、境界確定を要する箇所を朱色で表示してください。
- 6 現況平面図は、土地の測量などに関する資格を有する者が作成してください。
 - （1）用紙寸法・縮尺は、原則として日本工業規格A2サイズ・250分の1とします。ただし、土地の形状その他の事情により当該寸法・縮尺によることが適当でないときは、適当な寸法・縮尺としてください。
 - （2）現地の形状が明確に把握できるよう周辺部も含め道路、水路、境界標識、掘、家屋等の地形地物を明記し、境界確定を要する箇所を朱色で表示してください。
 - （3）図面の種類、所在地、方位、縮尺、土地の地番、測量年月日、作成者氏名を記載してください。
- 7 隣接所有者の調書（様式第3号）は、境界確定を要する法定外公共用財産に隣接及び点接する土地を対象として作成してください。
- 8 地図等は、登記所備付けの不動産登記法第14条地図、旧土地台帳付属地図等の地図に準ずる図面（いわゆる公図）、閉鎖和紙公図（字限図）、地籍図（国土調査法、土地改良法・土地区画整理法による換地図）等とします。
 - （1）地図等の写しは、境界確定を要する箇所を朱色で表示してください。
 - （2）境界確定を要する箇所が複数の町界に接する場合は、関係地の地図等を添付の上、合成公図を作成してください。
- 9 登記事項証明書は、隣接所有者の調書に掲げる土地を対象とし、原則申請書の提出前1か月以内に発行されたものを添付してください。
- 10 申請地所有者の登記記録上の住所と現住所が異なる場合は、住所変更が確認できる書類（戸籍の附票、住民票等）を添付してください。
- 11 申請地所有者が法人の場合で、合併、分割等により所有権が新たな法人に承継されているが、当該申請地の所有権移転登記が未了のときは、当該承継を証する書類（合併、分割等が記載された法人の登記事項証明書）を添付してください。
- 12 その他参考資料として、確定を要する法定外公共用財産に隣接する土地及び関連のある土地の地積測量図、境界確定図等を添付してください。
- 13 事前に公図等を十分に調査し、福知山市長が管理する財産のうち、法定外公共用財産であることを確認のうえ申請してください。
- 14 提出された申請書は、時間の経過により申請内容の変更が考えられるため、申請から3か月を経過しても立会が開始されないもの、又は、立会が行われてから1年を経過しても隣接所有者の同意書（様式第6号）及び実測平面図が提出されないものについては、取下げ書（様式第12号）を提出してください。また、特別の理由がある場合は、延期理由を記載した延期申請書（様式第13号）を提出してください。